

△
論

▽
説

有償契約における代金額の決定（二）

— 契約の枠とその具体化 —

野澤正充

序 章 問題の提起

第一章 枠組契約 (contrat—cadre) の概念

第一節 序 説

第二節 概念の形成（以上五〇号）

第三節 学説の展開

第一款 初期の学説（ムスロンとスウブ）

第二款 近時の学説の動向

第一項 各種の定義（一九七〇年代後半～一九八〇年代）

第二項 近時の傾向（一九九〇年代）

第三款 小括

第四節 隣接諸概念との区別

第一款 序 説

第二款 契約の集團論との関連

第一項 「契約の集團」概念の多義性

第一項 契約の連鎖(1)・製造物責任

第三項 契約の連鎖(2)・下位契約 (*sous-contrat*) の理論

第四項 枠組契約の位置づけ

第三款 第一章のまとめ—枠組契約の特質 (以上本号)

第一章 一九九五年判決以前の理論状況

第三章 四つの全部会判決とその射程

終章 今後の課題と展望

第一章 枠組契約 (*contrat—cadre*) の概念

第二節 学説の展開

第一款 初期の学説 (ムスロンとスウブ)

一 問題の所在

(1) はじめに

一九六六年一月二六日のパリ控訴院判決【2】によつて提示された「枠組契約」と「実施契約」の区別は、「債務法（の領域）においては、新しいもの」であり、「すべての法律家の注目を集め」ることとなつた。もつとも、その当初の関心は、新しい概念に対する法律家の対応の常として、もつばら枠組契約の法的性質論に向けられてい

た、と述べても過言ではない。より具体的には、かかる枠組契約が、片務契約 (*contrat unilatéral*)、とりわけ売買の片務予約 (*promesse unilatérale de vente*) であるのが、あるいは双務契約 (*contrat synallagmatique*) であるか、という点が争われた。

(2) 片務予約説

右の二つの見解のうち、前者の「売買の片務予約」とは、受益者 (*bénéficiaire*) の終局的な売買契約締結の意思表示により、諾約者 (*promettant*) が終局契約を締結する債務を負う契約である、と定義される。⁽³⁾ このような片務予約は、フランスでは、終局的な契約締結までの当事者の意思の形成過程を問題とする前契約 (*avant-contrat*) の一つに位置づけられている。そして、受益者に終局契約を締結する (*lever d'option*) が否かの選択権—オプション権—が留保されている点にこの契約の特色がある、とされている。⁽⁴⁾

枠組契約を右の片務予約と解する見解は、先に紹介した、ビールの排他的供給契約に関するヴォワランの判例評釈⁽⁵⁾にその萌芽を見出すことができる。すなわちヴォワランは、排他的供給条項が、受益者（カフェの経営者）に、優先的にビールを諾約者である醸造業者から買い受ける権利のみを与えるものであることを理由に、その法的性質を一種の片務予約であるとする見解があることを指摘する。⁽⁶⁾ しかし、ヴォワラン自身はかかる見解を否定している。なぜなら、「優先権」は第三者との競合、すなわち受益者が他の醸造業者からも買うことができるなどを前提とするものであるが、「排他的」供給条項の目的はかかる「競合」と相容れないからである。換言すれば、排他的供給条項が結ばれた場合にカフェの経営者は、将来締結される複数の売買契約に関し、「その相手方の条件（＝ビールの代金額）を受け容れるか、あるいは、誰からも買わないか」という選択肢しかない、ということになる。⁽⁷⁾ このような状況は、受益者に契約を締結するか否かの選択権を認める片務予約とは大きく異なっていると解される。しかるに、パリ控訴院判決【2】には、枠組契約を「単なる予約 (une simple promesse)」、すなわち（特約店

が) B.P (石油会社) からガソリンを供給されるという予約である」と述べた箇所があるため、そこに「」の見解の名残を見出す」⁽¹⁰⁾ ことができる。

(3) 双務契約説

他方、枠組契約を両当事者に債務を負わせる双務契約であると解したのは、デイディエである。すなわち、デイディエは、枠組契約である「特約店契約の内容が、両当事者のそれぞれに特別な債務を負わせるものであり、民法典に規定されたいかなる典型契約にも見られないものである」と述べている。⁽¹¹⁾

また、一九六八年の破毀院商事部判決【5】に付されたダロン法律顧問の意見も、「枠組契約が相互的な (réciprocité) 義務を含む」とする。すなわち、石油の特約店契約に関しては、「給油所に対しては合意された財政的援助がなされ、その反対給付として、給油所の側では、そのサービス・ステーションを継続的に經營し、かつ、(特約店契約の) 相手方以外のブランドのガソリンを売ることは許されず、排他的に右相手方の (供給する) ガソリンを仕入れる義務を負い、これらの義務に反した場合には、重いペナルティが科されることになる」とされる。⁽¹²⁾ かくして、ダロンは、「『枠組契約』が (契約当事者間においては) 完全に均衡のとれた (équilibré)」ものであると結論づけている。⁽¹³⁾

(4) 小括

以上のように、一九六六年のパリ控訴院判決【2】以降は、枠組契約の法的性質が片務予約 (ないし片務契約) と双務契約とのいずれであるかにつき、学説が分かれていた。このような理論状況において、この問題にはじめて本格的に取り組んだのが、一九七〇年に公にされた『供給契約』(Le contrat de fourniture) と題するアラン・スウェブの博士論文であった。以下では、このスウェブの見解から検討する。

二 スウブの見解（一九七〇年）

(1) 片務予約説に対する批判

スウブは、まず、これまで議論されてきた石油の特約店契約を例にあげ、枠組契約が単なる売買の「予約」ではないことを明らかにする。すなわち、「最初の契約（＝枠組契約—筆者注）」が、実際には、その外観にかかわらず、購入予約（*promesse d'achat*）でも売買の予約（*promesse de vente*）でもなく、まして…優先（買受）条項（*pacte de préférence*）とも還元されない」とある。⁽¹⁴⁾なぜなら、「枠組契約は、（石油会社の石油を）供給する債務（*obligation de fourniture*）のみならず、とりわけ供給者によって合意された財政的援助（*avantages*）を含む、これがわが条項（*stipulations*）を含んでゐる」からである。

また、枠組契約が「片務」契約であるか否かについては、それを肯定する学説の矛盾を指摘する。すなわち、枠組契約を片務契約であるとする見解にも、一方では、供給者だけが供給する債務を負い、他方では、供給される側だけが石油を買い受ける義務を負う、といふ二つのものが存在するとする。⁽¹⁵⁾そしてスウブは、かかる片務契約説の「あらまことれ」を考慮すると、「枠組契約を、両契約当事者に債務を負わせる双務的な合意（*accord synallagmatique*）のみなすことが論理的であると思われる」と述べ、先に引用したディディエとダロンの見解に与してゐる。かくしてスウブは、裁判例の争点となつた石油の特約店契約である「枠組契約」の法的性質が、片務予約ではなく双務契約であると解した。

(2) 枠組契約の双務性

スウブは、⁽¹⁶⁾「右の分析が、石油の（特約店）契約にのみ妥当し、一般性を欠く」のか否かを問題にする。すなわち、「石油の特約店契約に関して認められた枠組契約の双務性を、あらゆる供給（契約）におけるすべての最初の合意に及ぼしうるであろうか」と問う。そして結論的には、「最初の合意が、両当事者のそれに債務を

負わせるものである」とは疑いがない」とする。なぜなら、「一人の契約当事者のうち、一方は（商品を）供給する債務を負い、他方はその相手方からの排他的に購入する義務を負う、つまり、すべての（枠組）契約は、これらの債務の間に存在する相関関係（corrélation）を強調するものである」⁽¹⁸⁾からである。

ところで、スウブは、右のように枠組契約が双務契約であるとしても、その双務的な義務の一つとして、「将来の契約の締結に関する効果の問題が残されている」⁽¹⁹⁾とする。すなわち、「枠組契約の役割が、両契約当事者間において行われる通常の取引である、後になされる複数の合意（accords ultérieurs）を準備する」とにある」とには異論がない。けれども、「その最初の合意（＝枠組契約）が当事者に契約を締結する義務を負わせるか否かという点については、学説の不一致が明らかである」⁽²⁰⁾と述べている。

この問題につき、かつてヴォワランは、ビールの排他的供給条項が特約店の側に商品を買うことを義務づけるものではない、と解していた。すなわち、カフェの経営者は、「その経営のために、現実の必要から、右条項の受益者であるビール醸造業者に対し注文を行うことを余儀なくされるけれども、そうすることを強制される法的債務を契約上負っているわけではない」とする。⁽²¹⁾

しかし、スウブは、かかる解釈が、「契約当事者の経済的状況を意図的に無視するものである」と批判する。すなわち、「当事者に契約を締結すべき義務を負わせるのは、経済の要請」であり、実際上も、枠組契約には、小売商に最小限度の購入量を義務づける「割当条項が存在する」と指摘する。⁽²²⁾そして、イタリアおよびスペインの学説を引用し、「最初の契約（convention originale）が、両当事者に、将来の契約（contrats futures）を締結すべき義務を負わせる、という見解に」⁽²³⁾与している。⁽²⁴⁾

結論的には、当事者が後の実施契約を締結すべき義務を負うか否かについて、スウブは、「枠組契約の強制的な性格（caractère obligatoire）が明らかであり、その最初の合意は、両当事者に、契約を締結すべき義務を有効に負

わせるものである」と解している。ただし、枠組契約によつて当事者が契約を締結する義務を負うとしても、「将来の契約のそれぞれにつき（あらためて）、（当事者の）意思の合致 (*échange des volontés*) が必要である」ことに注意を要する。⁽²⁶⁾ そこで、次に、将来締結される「実施契約」(contrats d'application) の検討がなされることになる。

(3) 実施契約の法的性質

スウブによれば、実施契約においては、枠組契約が生ぜしめるような困難な問題はない⁽²⁷⁾ とされる。なぜなら、その法的性質については、判例および学説が一致して、売買契約 (vente) である⁽²⁸⁾ ことを認めているからである。しかし、スウブは、「すべての実施契約が売買であると考えるのは、誤りであろう」と述べている。すなわち、「ビルや石油などの契約を含む、「ほとんどの供給契約においては、最初の合意は将来の売買契約の締結を要請するけれども、ともに他の合意を生ぜしめる（枠組契約）も存在する」とする。例えば、「映画の配給に関しては物の賃貸借 (louage de choses) が、また、役務の提供契約においては請負契約が」問題となる。されば、一定の役務の提供契約においては、物の賃貸借と請負契約が、また、商品の委託販売契約においては、寄託契約と売買の委任契約が生ずるというように、「（実施契約が）複数の典型契約の結合から生じる」⁽²⁹⁾ もある。その意味では、「枠組契約は、（その法的性質が）変化しない (invariable) 合意であるけれども、実施契約は、契約のさまざまな型 (types variés) に属しうるものである」ということになる。

ただし、スウブは、「一つの枠組契約によつて生ぜしめられるすべての実施契約は、同一の法的性質を有する」とする。すなわち、「その法的性質は、ときに複合的 (complexe) であるけれども、すべての後続の契約に妥当する」と解している。⁽³⁰⁾ また、複数の実施契約のそれが相互に独立した契約であることも、学説の一一致して認めるところである、と述べている。⁽³¹⁾

(4) 「供給契約」の分析——枠組契約と実施契約の関係

それでは、以上のように個別的に分析されてきた「枠組契約」と「実施契約」とは、相互にどのような関係を有するのであろうか。

この点につき、スウブは、その論文の表題である「供給契約」が、右の二つの契約の統一的なアンサンブル (*ensemble contractuel unitaire*) である、と解している。⁽³²⁾ すなわち、「枠組契約と実施契約の区別は、供給（契約の法的性質）をそのうちの一方（のみ）に還元する、という（結論を）導く」とにはならない。（なぜなら）供給契約は、この二つの構成要素 (composants) の併存 (co-existence) を前提とするものである（からである）。⁽³³⁾ 換言すれば、枠組契約と実施契約は相互に補い合うもの（＝相補性 (*complémentarité*)）であり、「実施契約がなければ枠組契約は不要」であり、かつ、枠組契約がなければ、実施契約はその価値を失うことになる。⁽³⁴⁾

右の「相補性」をさらに付言すると、次のようになる。まず、「実施契約の後続しない枠組契約は空文 (lettre morte)」にすぎず、すぐに消えゆく運命にある。（なぜなら）最初の契約は、将来の合意を生ぜしめる」とをその役割とする⁽³⁵⁾のであり、その将来の実施契約が現実化しなければ、枠組契約は「その役割を満たすことができず、まさにそのことによつてまったく価値を失う」からである。また、枠組契約は、⁽³⁶⁾ わざわざまゝ条項を含んでいるが、「それらの規定は单一の目的を追求している。すなわち、実施契約によつて認められる両当事者間の取引関係の拡大であり、実施契約は、少なくとも契約当事者の一方にとつては、ふきに両者にとって、（枠組）契約を締結することを押し進める決定的な動機となる」。それゆえ、実施契約が締結されなければ、枠組契約はその原因 (cause) を失う」とになるのである。

他方、「枠組契約のない実施契約は価値を失う」という命題は、厳密には、右と同じようには考えられない。なぜなら、実施契約は、その一つ一つが、売買契約、物の賃貸借契約、請負契約、あるいはそれらの複合的な契約と

して、契約としての有効要件を備え、「（枠組契約とは）独立に存在しうる」ものだからである。⁽³⁷⁾しかし、スウブによれば、「同一当事者間において、これらの契約が反復（的に締結）されるだけでは、供給契約とはならない」。すなわち、供給契約の存在を認めるためには、「…彼らのやまざまな給付が、契約当事者間において、両者の関係を単純化しかつより大きな安定性を与える目的で、一定期間義務づけ合う意思」で締結された枠組契約によつて結ばれていなければならぬ、とされる。そして、この枠組契約によつて結ばれた関係は、「取引の永続性、すなわち、その（取引）関係を維持しようという両当事者の願望（*désir*）」を反映する、と解している。そうとすれば、実施契約も、枠組契約を不可欠の前提とするものである、といふ」とになる。

ところで、スウブは、供給契約を構成する右の二つの契約—枠組契約と実施契約—が「まったく平等に位置づけられる、と考えるのは誤り」⁽³⁸⁾であり、「両者の間にはヒエラルキーが存在する」とする。すなわち、かつてディエイエが明確に指摘したように、⁽³⁹⁾スウブも、枠組契約が「ヒエラルキーのうえでは、実施契約よりも優位にある」と解している。その理由は、枠組契約が、「契約当事者の後の関係（を規定する）『憲章』（*charte*）である、つまり、当該供給契約の全期間を通して、当事者が（実施契約の）それぞれの給付に際して参照する文書である」といいう⁽⁴⁰⁾にある。

かくして、スウブによれば、「供給契約」の二つの構成要素である枠組契約と実施契約の関係を特徴づけるものは、相補性（complémentarité）ヒエラルキー（hiérarchie）の二つである、といふ⁽⁴¹⁾となる。

（5）小括

枠組契約の概念に関する以上のスウブの見解をまとめると、次のようになるであろう。⁽⁴²⁾

まず、供給契約は、枠組契約と実施契約の二つの要素から成る。そして、前者は、非典型な双務契約であり、諾約者（供給者）には商品を供給する義務と特約店への財政的援助を行う義務を課し、他方、特約店には後の実施契

約を締結する義務（＝商品を買い受ける義務）を課す。これに対し、後者は、売買契約・請負契約などの典型契約ないしはその複合的なものであり、一つ一つが独立した契約である。

ところで、枠組契約の機能は、後に締結される実施契約を準備し、かつ、契約当事者の関係を規定して、その永続性を保障することにある。それゆえ、枠組契約と実施契約は、相互に補い合う関係（＝相補性）であるとともに、前者が後者よりもより重要である（＝ヒエラルキー）といふことになる。

かかるスウブの見解は、「枠組契約」の概念を詳細に検討するとともに、実施契約との関係にはじめて光をあてた点において重要な意義を有する。そして、これから述べるように、この後の学説も現在に至るまで、枠組契約の概念については、スウブの見解を大きく逸脱するものではない。その意味では、スウブの博士論文は、今日でもなお看過しえないものである、と評することができよう。

三 ムスロン＝スウブの見解（一九七三年）

(1) はじめに

スウブは、モンペリエ大学で博士号を取得した三年後に、その論文審査の労をとったジャン・マルク・ムスロン (Jean Marc Mousseron) との連名で、「援助付供給契約について」という雑誌論文⁽⁴³⁾を発表した。もつとも、その内容は、スウブの見解とそのニュアンスを異にし、かつ、後のムスロンの著作⁽⁴⁴⁾と比較すると、むしろムスロンの見解が前面に出ているように思われる。

(2) 「枠組契約」の意義

ムスロン＝スウブは、まず、小売商 (détailant) が供給者 (fournisseur) から財政的援助を含むさまざまな援助を受け、その見返りとして、その供給者から排他的に商品を購入する義務を負う、という（援助付）供給契約が増

加している」とを指摘する。⁽⁴⁵⁾そして、「契約当事者は、長期間にわたる彼らの関係に備え、かつ、その結果生ずるであろうたぐさんの契約を考慮して、それらの契約を、早急に、あらかじめ定められた単一の型 (moule) に従わせることを望んでいた」とし、「枠組契約」という概念が登場した背景を説明する。そして、この概念を次のように定義した。すなわち、「『枠組契約』(contrats-cadre) とは、将来において、単なる注文書 (simples bons de commande ou ordres de service) によって (締結) れれる『実施ないし履行契約』(contrats d'application ou d'exécution) を迅速に処理するために、(契約当事者の) 合意が従うであろう主要な規定を明確にすることを目的とする」契約であるとする。⁽⁴⁶⁾

(3) 枠組契約の分類

つまに、ムスロン＝スウブは、右の枠組契約を、その契約当事者が実施契約を締結する義務を負わないものと、それを負うものとに大別する。⁽⁴⁷⁾そして、前者については、当事者は常に後の実施契約を締結するか否かの自由を有し、実施契約の有効要件である目的物と代金額の決定は、枠組契約では要求されない、と解している。他方、後者については、さらに、枠組契約において、「目的物が質的にかつ量的に確定しているかまたは確定しうるもの」であるか否かを区別する。そして、目的物が確定ないし確定しうる場合で、かつ、代金額も決定または決定しうるものである場合には、その枠組契約には「売買契約の規定が適用される」とする。しかるに、目的物が確定しているが代金額が決定していない枠組契約は、「売買ではなく供給契約」であり、⁽⁴⁸⁾「売買契約に対するオリジナリティを認めなければならない」と解している。⁽⁴⁹⁾

(4) スウブの見解との差異

ところで、前述のようにスウブは、枠組契約が一般的に実施契約を締結する義務を伴うと解し、右のような区別をしていなかつた。それゆえ、右のような枠組契約の分類は、ムスロンの発想によるものであると思われる。しか

し、この点に関しては、次の二点に注意を要する。

まず第一に、スウブの博士論文とムスロン＝スウブの論文とでは、書かれた時期に若干の隔たりがあり、その目的も異なる、という点に注意しなければならない。すなわち、スウブの博士論文が著された当時は、枠組契約における代金額の決定という問題が裁判例によつて争われはじめた段階であった⁽⁵⁰⁾。それゆえ、スウブの博士論文も、特定の問題を解決するのではなく、一般的に「供給契約」の法的性質を明らかにすることに主眼が置かれていたといえよう。しかるに、ムスロン＝スウブの論文の時点では、後述のように、すでに「代金額の決定」という論点がクローズ・アップされ、同論文も、かかる売買契約の規定が枠組契約に適用されるか否か、という問題を解決することにその重点が置かれていた⁽⁵¹⁾。かかる観点からすれば、ムスロン＝スウブによる枠組契約の分類も、右の問題を解決するためになされたものである、と解ることができよう。そして実際に、代金額の決定に関するムスロン＝スウブの右の解釈はその後支持を得られず、右の分類も、後のムスロンの著作以外には採用されなかつたという事実も、右の推測を裏付けるものである。

そして第二に、一九八八年に出版されたムスロンの著作では、いちおう右の分類が採られているものの、その扱いが小さくなつていてることにも注意しなければならない。すなわち、ムスロンは、「枠組契約が（実施契約を）締結する義務を創設するか否かによって、その有効要件が異なる」とするが、その義務を含む枠組契約が「実務においては非常に多く用いられている」ことを明らかにする。そして、かかる契約締結義務の例として、最低購入条項（clause de minima）、割当条項および排他条項をあげている⁽⁵²⁾。

そうとすれば、ムスロンの提示した枠組契約の分類——実施契約の締結義務の有無で区別する——は、今日ではあまり大きな意味を有しない、と考えることができよう。

四 おとめ

一九六六年のパリ控訴院判決【²】で初めて用いられた「枠組契約」の概念は、はやくも一九七〇年にはスウブの博士論文によつて詳細な検討が加えられ、一九七三年にはスウブとムスロンにより、いちおうの定義がなされるに至つた。もつとも、その定義は、枠組契約の有する機能のうちの一つの側面を強調したものであり、次款で述べるよつて、後の学説によつて批判される」となる。また、ムスロノ＝スウブの提示した枠組契約の分類も、一九七〇年代にはいつから代金額の決定に関する判例および学説の議論を意識し、一般性を欠くものであつた。⁽⁵⁶⁾しかし、この二つの業績は、後の議論をリードするものであり、その果たした役割は大きい。その意味では、フランス民法学者にもたらされたばかりの「枠組契約」という新しい概念について、かかる優れた業績を得られたことは、幸福な出発であつた、と考えねりむがどう。

- (1) A. Seube, *Le contrat de fourniture*, thèse, Montpellier, 1970, n° 247, p. 212.
- (2) Seube, *ibid.*, n° 248, p. 212.
- (3) 片務予約については、横山美夏「不動産売買契約の『成立』と所有権の移転（1）」早稲田法学六五巻（一九九〇年）11号11回—115頁、^{（57）}および、野澤正充「『契約当事者の地位の移転』の再構成（1）」立教法学四〇号（一九九四年）110頁以下参照。
- (4) 野澤・同前110—111頁。なお、受益者に対する優先権の留保による片務予約の有する特色を強調して、これを「優先（買受）契約」（*pacte de préférence*）とするのが（Seube, *op. cit.* (note 1), n° 252, p. 214）。
- (5) 第一章第1節第1款1（立教法学五〇号）1111—11111頁。
- (6) P. Voirin, Note, D. 1931. 1, p. 42.
- (7) Voirin, *ibid.*
- (8) Voirin, *ibid.*
- (9) Paris, 26 janvier 1966, D. 1966, p. 295.
- (10) Seube, *op. cit.* (note 1), n° 252, p. 214.
- (11) P. Didier, *A propos du contrat de concession : La station-service*, D. 1966, p. 56. もの見解の詳細については、第一章第1節第1款1（立

教法判例 111号-1111号の第11款11 (回復) 11111回文に参照。

- (12) Le conseiller Dallant, Rapport, D. 1968, p. 342.
- (13) Dallant, ibid.
- (14) Seube, op. cit. (note 1), n° 253, p. 215.
- (15) Seube, ibid., n° 254, pp. 216-217.
- (16) Seube, ibid., n° 255, pp. 217-218.
- (17) Seube, ibid., n° 256, p. 218.
- (18) Seube, ibid., p. 219.
- (19) Seube, ibid., p. 220.
- (20) Seube, ibid., n° 257, p. 220.
- (21) Voirin, op. cit. (note 6), p. 41. 同様にクロハギニガ「業者供給契約が発生するに付小売商は、他のユール醸造業者がい（ユーネス）醸入販賣の契約の履行を怠る」場合に（P. Coulombel, Les obligations spéciales de l'acheteur dans certaines ventes commerciales, in La vente commerciale de marchandises, Etudes de droit commercial publiées sous la direction et avec une Préface de Josephe HAMEL, Dalloz, 1951, p. 324）。
- (22) 配当修理 (clause de quota) ルルマトガ 記載 1章第1節 (立教法判例 111 大貢参照)。
- (23) Seube, op. cit. (note 1), n° 259, pp. 221-222.
- (24) Seube, ibid., n° 260, p. 224.
- (25) Seube, ibid., n° 264, p. 227.
- (26) Seube, ibid., n° 264, p. 227.
- (27) Seube, ibid., n° 265, pp. 227-228.
- (28) Seube, ibid., n° 266, p. 228.
- (29) Seube, ibid., n° 267, pp. 228-229.
- (30) Seube, ibid., p. 229.
- (31) Seube, ibid., n° 268 et suiv., p. 229 et suiv.
- (32) Seube, ibid., n° 274, p. 235.
- (33) Seube, ibid., n° 282, pp. 240-241.
- (34) Seube, ibid., n° 284, p. 241.
- (35) Seube, ibid., pp. 241-242.

- (36) Seube, *ibid.*, p. 242. なお、この場合の原因論に關しては、山口俊夫『フランス債権法』（東京大学出版会、一九八六年）四六頁に簡潔な記述がある。
- (37) Seube, *ibid.*, n° 285, p. 243.
- (38) Seube, *ibid.*
- (39) 第一章第11節第11款（立教法五〇頁）111111回参照。
- (40) Seube, op. cit. (note 1), n° 286, pp. 244-245.
- (41) Seube, *ibid.*
- (42) むへむ、スウアの博士論文は膨大であり、その内容も本文で述べたものに限らない。しかし、枠組契約の概念を扱う本稿では、あしかたり、本文で引用した部分で充分であると考へる。なお、スウアは、枠組契約と同様のフランス民法学界において関心の高かつた「契約譲渡」（cession de contrat）との關係をも詳細に扱っているが、この点については別稿を予定している。
- (43) J.-M. Mousseron et A. Seube, *A propos des contrats d'assistance et fourniture*, D. 1973, Chronique, p. 197. の論文は、やはり中田裕康「継続的売買の解説」（有斐閣）1994年 四〇頁で紹介されている。ただし“contrats d'assistance et fourniture”は「援助付供給契約」から語をあてたのだ、中田教授の論文に従つた。
- (44) J.-M. Mousseron, *Technique contractuelle, Juridique Lefebre*, 1988, n° 125 et suiv., p. 66 et suiv.
- (45) Mousseron et Seube, op. cit. (note 43), p. 197.
- (46) Mousseron et Seube, *ibid.* なお、後のバベロへの著作でも、枠組契約についての定義が再び採用されてしまふ (Mousseron, op. cit. (note 44), n° 125, p. 66)。
- (47) Mousseron et Seube, *ibid.*, p. 198. 中田・前掲書（注43）四〇九頁。
- (48) Mousseron et Seube, *ibid.*
- (49) Mousseron et Seube, *ibid.*, p. 199.
- (50) 第一章第11節第11款（立教法五〇頁）1111六頁以上。
- (51) 本稿第一章参照。
- (52) 実際、バベロハ＝ベカアの論文の大半は、代金額の決定をはじめとする、枠組契約との売買契約の規定の適否に費やされてゐる。
- (53) Mousseron, op. cit. (note 44), n° 131, p. 68.
- (54) Mousseron, *ibid.*, n° 133, p. 68.
- (55) Mousseron, *ibid.*
- (56) 枠組契約の機能について、第一章第11節（立教法五〇頁）1111六頁および本款のスウアの見解を参照。
- (57) かどり逆章第11節第11款（立教法五〇頁1111七頁以下）を概観したように、我が国でも枠組契約と同様の視角として、「基本契約」とい

う概念が用いられている。けれども、その概念については、学説によるまとまつた考察がいまだになされていないことを考へると、フランスにおけるこの問題に関する初期の学説、とりわけスウブの博士論文の果たした役割は大きい、と考えざるをえない。

第二款 近時の学説の動向

第一項 各種の定義（一九七〇年代後半～一九八〇年代）

一 序 説

一九七〇年代前半に公にされたスウブの博士論文およびムスロン＝スウブの雑誌論文を契機として、多くの学者が「枠組契約」と「実施契約」という概念を承認し、その分析に加わることになる。

もつとも、⁽⁵⁸⁾「く少數ではあるが、この概念に疑問を呈する学説も存在しなかつたわけではない。⁽⁵⁹⁾たとえば、ジョルジュ・ヴィラサミー (Georges J. Virassamy) は、排他的供給契約において供給者 (fournisseur) が恣意的に代金額を決定することに対し、小売商を保護するという観点から、かかる枠組契約の概念を完全には否定しないまでも、その実施契約との区別を人為的 (artificiel) である、と批判する。すなわち、「学説は（供給契約につき）、契約の相手方との合意に関して一般的な基礎を定める枠組契約と、その枠組契約の履行である実施契約とを区別するのが適切であると解した。（そして）実際に、売買契約の性質を有する実施契約だけが、民法典一五九一条および一五九二条の規定に従わねばならないとした」。⁽⁶⁰⁾けれども、「枠組契約と実施契約とを区別することは人為的である。なぜなら、…両当事者を結びつける契約は、売買（契約）の締結をその目的とする、複合的な契約 (contrat complexe) であるからである」。⁽⁶¹⁾それゆえ、ヴィラサミーは、この二つの概念を明確に区別することはできず、代

金額について触れていない当事者の供給契約は「無効 (nullité)、より正確には失効 (caducité) する」と解している。⁽⁶²⁾

しかし、右のような見解は学説上は「孤立」 (isolé)、多数説は枠組契約の概念を受容した。けれども、その定義については学説の一一致を見ない。というのも、「枠組契約はそもそも目的に資するものであり、各学者の採るペースペクティヴに応じて、その定義も分かれてしまう」⁽⁶³⁾からである。そこで以下では、かかるペースペクティヴの違いを考慮して、一九八〇年代までの学説を三つに分類する。

II 三つの見解

枠組契約の概念に関するこの時期の学説を通観すると、ややニュアンスの異なる三つの見解が存在することを理解しよう。

第一の見解は、枠組契約 (accord-cadre) を次のように定義する。すなわち、枠組契約とは、「特定の領域において当事者に協力する (coopérer)」ことを義務づけるものであり、(それによって当事者が) 行うべき協力活動を明確にし、かつ、その「取引」活動を実施契約⁽⁶⁴⁾によって実現するとの合意であるとする。⁽⁶⁵⁾

右の定義は、枠組契約の有する一つの機能を区別する点において優れている、と評されている。⁽⁶⁶⁾すなわち、一つは、契約当事者間に協力 (coopération) 関係を創設することであり、もう一つは、実施契約を規定する (régir) ことである。換言すれば、この定義は、当事者がその間の商取引を実現するために協力することを約束するという点を強調し、かつ、それによって、枠組契約が後の実施契約の締結を前提とする⁽⁶⁷⁾ことを明らかにするものである、と解される。

また、枠組契約が企業の系列化 (intégration) ないし販売網への編成をおこなうとする学説も、右の見解に加え

る」とがでかよう。すなわち、商法の大家であるロジエ・ウアン (Roger Houin=元パリ第1大学法学部長) は、次のように述べている。

「(排他的供給契約ないし排他的特約店契約) は、現実には、一定期間 (継続する) 枠組契約として生じ」、(この契約は)両当事者のそれぞれに対する様々な債務関係ないし義務を含んでいる。(たとえば)、製造者 (fabricant) の財政的および技術的援助 (の義務)、小売商による「ランダム」ないし商標 (panonceau) を利用 (する権利) および消費者に対する売買において遵守すべき一定の規定などである。そして、排他的な製品の売買は、かかる枠組契約の履行としてなれる実施契約によつて実現される。(やうとすれば)、枠組契約は、契約した企業 (entreprises signataires) の間における「一定の提携 (association) ないしは系列化を実現する」とか、より広い目的を有する (契約である) といふことになる」。⁽⁶⁸⁾

第一の見解は、基本的には右の見解と大まく異ならないが、枠組契約にむかひに広範な定義を付与する。すなわち、「『枠組契約』 (accord-cadre) は、複合的な状況における優先すべき目的 (objectifs prioritaires) を定める、基本となる一般的な合意に関するものであり、必ずしも、その目的を達するための手段を定めるものではない。そして、一般に枠組契約は、後に交渉 (négociation) を行い、かつ、たいていの場合は、相互に独立した複数の実施契約の締結を予定するものである」とする。⁽⁶⁹⁾

かかる定義は、枠組契約を、当事者間における後の交渉のための手段ないし前提条件としてとらえるものであり、その契約としての規範的な拘束力は、第一の見解よりも希薄となる。そして実際に、右の見解の主張者も、枠組契約が「眞の契約 (véritable contrat) である (けれども)、その実質的効力は不確定なままである」と解してい
⁽⁷⁰⁾
⁽⁷¹⁾

る。

第三の見解は、枠組契約の規範としての側面 (aspect normatif) を重視するものであり、その代表としては、前款で引用したムスロン＝スウブの定義をあげる」⁽⁷²⁾ ができる。すなわちムスロン＝スウブは、枠組契約を、実施契約の締結ために当事者が従うべき主要な規定を明確にする契約である、と解して⁽⁷³⁾いた。そして、一九八〇年代にも、デイジヨン大学のジョアンナ・シュミット (Joanna Schmidt) が、その論文において右のムスロン＝スウブの定義をそのまま採用した。⁽⁷⁴⁾ そうして、シュミットは、「枠組契約の締結が、両当事者間でなされ、…多くの場合は複数の売買契約または役務提供契約から成る商取引を…規定する必要に応えるものである」と述べている。

三 小 括

ムスロン＝スウブの論文以降、フランス私法においては、枠組契約の概念を、その機能に照らして明らかにする試みがなされた。しかし、枠組契約の機能の理解はその論者によつて異なり、この時期（一九八〇年代）には次の三つのものがあげられていた。すなわち、第一は、枠組契約が契約当事者間に協力関係を創設し、販売網の編成ないし企業の系列化を行う、と解するものである。また、第二は、この契約を交渉の手段と解するものであり、第三は、実施契約の締結のための規範を設定する、という枠組契約の規範的側面を強調するものである。そして、かかる機能の理解に応じて、枠組契約の定義についても、学説は三つの立場に分かれていた。

もつとも、右の三つのうち第二の見解は、そのあまりの広範性のゆえか、一九九〇年代になると支持者を失う。そして問題は、枠組契約につき、右の第一と第三のいずれの機能を強調するか、という点に集約されることになる。そこで以下では、近時の学説の傾向を検討する。

- (58) さて本稿で示すやうに「*カントリーコンセッション*」の體文のほか、憲法上未記載であるが、次のものが枠組契約の概念を規定している。ふつぶつと
ごくごく少く、J. Le Calvez, *Les aspects juridiques des conventions de concession exclusive*, thèse, Paris, 1979, p. 269 et suiv.
- (59) ハルバード法典(1961年・1962年)条文によるが、該章第1節(「*公法的規制*」)にて以下に総括。
- (60) G.J. Virassamy, *Les contrats de dépendance, Essai sur les activités professionnelles exercées dans une dépendance économique*, L.G.D.J., 1986, n° 98, pp. 73-74.
- (61) Virassamy, ibid., n° 99, p. 74.
- (62) Virassamy, ibid.
- (63) F. Pollaud-Dulian, A. Ronzano et A. Reygobelle, *Le contrat-cadre en France*, in A. Sayag (dir.), *Le contrat-cadre. I. Exploration comparative*, Litec, 1994, n° 83, p. 63.
- (64) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid., n° 106, p. 75.
- (65) B. Mercadel et Ph. Janin, *Les accords de coopération interentreprises*, Francis Lefebvre, 1974, n° 45, p. 32.
- (66) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, op. cit. (note 63), n° 106, p. 76.
- (67) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid.
- (68) R. Houin, Note, D. 1979, p. 136.
- (69) D. Laméthe, *L'accord-cadre*, Gaz. Pal. 1978, 2, Doctrine p. 366.
- (70) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, op. cit. (note 63), n° 106, pp. 75-76.
- (71) Laméthe, op. cit. (note 69), p. 366.
- (72) 本節第一款(1)参照。ただし、かかる枠組契約の定義をはじめ問題となつたのは、ペベロハ＝ペカグの功績に帰せられるが、その萌芽はすでに一九六八年に出版されたペリ大学のジヤノ・ギヤヌ(Jean Guyenot) の著作に認められる。ギヤヌは次のよひに述べてゐる。わなわぬ、「(一) 一九六六年のペリ憲法典(法典)では『枠組契約』(contrat-cadre) である。用語は、少なからず『枠組法律』(loi-cadre) の概念との近接性を想起させる。しかし、この(枠組法律の概念の) 在り方(justification) は、立法者によつて確定された範囲内に在る。政府は実施の手(décrets d'application) を取る。権限を賦さない法律規範(ルール)は、(ルールを定め、ルールを規定する) 枠組法律(の概念)に在る。枠組契約は、ふつねに、最終的審議権はおこして実施契約を生ぜる。いわゆる公法的規制(ルール)」(J. Guyenot, *Les contrats de concession commerciale, Droits français et communautaire de la concurrence*, Sirey, 1968, n° 26, p. 35)。
- (73) J. Schmidt, *Le prix du contrat de fourniture*, D. 1985, Chronique, p. 176.
- (74) Schmidt, ibid.

第二項 近時の見解（一九九〇年代）

一序 説

一九七〇年代後半以降の学説の努力にもかかわらず、「枠組契約」の概念は、今日もなお明確ではない。すなわち、これまでに提示された枠組契約の定義は、おおよそのもの（approximation）でしかない「下絵」（ébauche）⁽⁷⁵⁾ にすぎず、「その定義および制度（をいかに解するかという）問題は、そのまま残されている」と評されている。そして、近時の学説も、かかる定義の問題に大きく踏み込む⁽⁷⁶⁾だけでなく、従前の学説のいざれか一とりわけムスロン＝スウブの見解⁽⁷⁷⁾に従うものも少なくない。

たとえば、一九九六年に公刊された、ジャン・ガツィ（Jean Gatsi）の『枠組契約』と題する博士論文においても、枠組契約の定義に関しては、ムスロン＝スウブの見解が採用されている。すなわちガツィは、枠組契約を、「あらかじめ規定された様式（modalités）⁽⁷⁸⁾」に従つて、偶発的な複数の実施契約を迅速に締結することを目的とする契約である⁽⁷⁹⁾と定義する。かかる定義は、実施契約の締結のための規定を明らかにするという、枠組契約の規範的側面を強調するものであり、実質的にはムスロン＝スウブの見解と異なる。そして、ガツィ自身も、「この定義が何人かの学者、とりわけ、ジャン・マルク・ムスロン教授とアラン・スウブ教授によって提示された定義と何ら異なるものではない」と述べている。

また、マロリー（Malaurie）＝エヌ（Aynès）の教科書も、「特約店契約（concession）が、なす債務（obligations de faire）を生ぜしめる枠組契約であり、（ハ）の枠組契約とは、複数の実施契約を準備するものである」とする。そして、枠組契約は、「後になされる注文によつて現実化する実施契約の、一般的な条件を確定する」とを曰⁽⁷⁹⁾的とする契約である、と解している。この見解も、ムスロン＝スウブの見解を踏襲したものであるといえよう。

右のような状況において、近時は、かかる枠組契約の規範的側面だけではなく、その当事者間に協力関係を創設し、よつて販売網を編成する、という機能をも重視する見解が有力に展開されている」とが注目される。以下では、このような枠組契約の一つの機能ないし目的に着目する見解を概観する。

II 取引法研究センター (CREDA) における研究 (一九九四年)

一九九四年一二月とその翌年九月に、パリ商工会議所 (Chambre de commerce et d'industrie de Paris) の取引法研究センター (Centre de recherche sur le droit des affaires : CREDA) から、枠組契約に関する一巻から成る共同研究の報告書が公刊された。⁽⁸⁰⁾ この共同研究の目的は、その座長を務めたパリ第五大学教授であるアラン・セヤク (Alain Sayag) が述べているように、「枠組契約の概念を、契約の一つのカテゴリーとして完全に確立するために、あらゆる観点から検討する」と⁽⁸¹⁾ あり、右センターが「はじめて契約法の領域に取り組んだ」という意味においても、意欲的な研究であった。

この研究の中でも、フランスにおける枠組契約の検討を担当したのは、ブルゴーニュ大学のフレデリック・ポロー・デュリアン (Frédéric Pollaud-Dulian)を中心とするグループであった。このグループは、まず、枠組契約の概念につき、先のムスロン＝スウブの定義を次のように批判する。すなわち、「(この定義は) 枠組契約の規範的性格のみを重視したものである」けれども、「枠組契約には、一つの機能がある。一つは、実施契約（を締結する債務）とは別に存在する固有の債務——たとえば、フランチャイジーをフランチャイザーの販売網に加える（契約）やブランドのライセンス（契約）などを設定する」とよつて、（契約当事者間の）法的および経済的関係の基礎を築く」とある。また、もう一つは、「将来なされるべき複数の契約を準備することであり、これがまさに枠組契約の規範的側面である」。それゆえ、「将来（締結される）契約の準備のみに留意することは、あまりに片面的

(mutilant) である」とする。⁽⁸⁴⁾

ところで、ポロー・デュリアンによれば、「枠組契約を定義するに際しては、二つの方向が示される」とする。すなわち第一は、枠組契約の概念を広く解し、実施契約を締結する義務が默示的にも存在しない場合もそこに含める、という方向である。⁽⁸⁵⁾しかし、これに対しては次の三つの批判が可能である。まず第一に、この考えは、枠組契約が実施契約を規定する、という枠組契約と実施契約との階層的な結びつきを無視するものであり、「あまりに広すぎる」とする。また第二に、実務においてはかかるタイプの枠組契約はなされず、実施契約の締結義務を含むのが通常であり、第三に、かかる締結義務のない枠組契約は、「純粹隨意条件 (condition purement potestative)」に類似するものであり、もはや「真の契約である」とは解されない、と批判する。⁽⁸⁶⁾そして、ポロー・デュリアンは、「より狭いもう一つの意義」、すなわち、「少なくとも默示的には、実施契約を締結すべき一定の債務を前提とする（枠組契約の）概念」が適切であるとする。⁽⁸⁷⁾そうして、「（枠組）契約が一連の（実施）契約の締結を予定するということは、とりもなおさず、両当事者間に協同関係 (coopération) を創設する」と目的とする」と述べている。

かくして、枠組契約の定義としては、実施契約を締結する義務の存在を前提としつつ、先の一いつの機能を考慮したもののが「よい定義」⁽⁸⁸⁾であることになり、かかる観点からポロー・デュリアンは、次のような定義を提示した。すなわち、「枠組契約とは、たいていは同一の当事者間における、一定の様式が決められた実施契約の締結を前提とするものであり、それによって両契約当事者が（その当初の契約）の時点から拘束される、という目的が実現される契約である」⁽⁸⁹⁾とする。

右の見解は、枠組契約に実施契約を締結する義務が含まれるか否かを問題とし、かつ、枠組契約の規範的側面を重視する点では、ムスロン＝スウブの見解を踏襲する。けれども、枠組契約のもう一つの機能である、当事者間に

おける協同関係の創設と、この観点をもつての定義に組み入れようとする点において、ムスロン＝スウブの定義と異なるものである。

III アミエル・コスマの見解（一九九五年）

枠組契約ないし流通契約に関しては、右の共同研究とほぼ同時期に公にされたものとして、『流通網』(Les réseaux de distribution) の題するローレンス・アミエル・コスマ (Laurence Amiel-Cosme) の博士論文 (パリ第1大学、指導教授=イヴ・ギヨン (Yves Guyon)) がある。

アミエル・コスマは、小売商の流通網への編入 (intégration) が、あらかじめ締結される枠組契約 (accord-cadre) によって行われるとし、フランチャイズ契約、特約店契約および選択的流通契約 (contrat de distribution selective) などが枠組契約であることを指摘する。⁽⁹¹⁾ しかし、「枠組契約の概念は、法によって完全に規定されたものではない」⁽⁹²⁾ とする。

ところで、枠組契約の概念については、「判例および学説を分析すると、(次の) 11つの意義を抽出する」とが可能⁽⁹³⁾ であるとする。また、狭義 (conception étroite) においては、枠組契約は次のように定義される。すなわち、「通常は売買契約である他の契約が履行される (際の)」一般的な条件を規定する長期間の契約⁽⁹⁴⁾ である。そして、「この見解によれば、単に枠組契約を後に (締結される) 売買契約から区別する以上が重要である」として、「この場合には、『枠組契約』 (contrat-cadre) と云う用語が、『枠組法律』 (loi-cadre) と云う用語と同じ意味になる」と述べる⁽⁹⁵⁾。

これに対して、広義 (conception large) においては、「枠組契約は、その契約によって規定された条件で、流通網への小売商 (revendeur) の編入を可能にする」とある。そして、「枠組契約 (の概念) は、かかる編入 (intégra-

tion) (ところ) から分離されうるものではない」と述べている。⁽⁹⁶⁾

むつとも、アミエル・コスマは、右二つの見解が「相互に排斥し合うものではな」く、相補うもの (complémentaire) であるとする。すなわち、枠組契約には一つの機能ないし目的—実施契約の準備と小売商の流通網への編入—があり、右の広狭二義は、「かかる枠組契約の一重の目的に対応するものである」と解している。⁽⁹⁷⁾

以上のアミエル・コスマの見解もポロー・デュリアンのそれと同じく、枠組契約の有する規範的側面だけではなく、小売商の流通網への編入という機能をも考慮するものである、と考えられる。

四 一九九五年一二月の破毀院全部会判決以降の見解

ところで、アミエル・コスマの分析によれば、枠組契約の概念に関して判例がときに言及するのは、その規範的側面である。そして、この分析を裏付けるかのように、序章で触れた一九九五年一二月一日の破毀院全部会判決は、枠組契約を、「後の契約の締結を予定している」契約である、と判示した。⁽⁹⁸⁾ それゆえ、この判決以降に著される教科書等においては、枠組契約の定義に関し、その規範的側面が強調されるであろうことが当然に予測される。

そして、実際に、最近の教科書であるモンペリエ大学のポール・アンリ・アントンマッテ (Paul-Henri Antonmattei) とジャック・レイナール (Jacques Raynard) の『民法=契約法』(一九九七年) では、枠組契約を次のように定義する。すなわち、「枠組契約とは、すでにその締結の様式および内容が決められている、後になされうる複数の契約の締結を準備する (organiser) 契約である」。⁽⁹⁹⁾ この定義は、その注からも明らかのように、右破毀院全部会判決を充分に意識したものである。

もつとも、アントンマッテ=レイナールが、枠組契約の規範的側面のみを強調したと解するのは早急である。なぜなら、同教科書では、右の定義に引き続き、枠組契約の機能として、①実施契約の締結の迅速性、および、②契

約当事者間に依存関係 (relation de dépendance économique et professionnelle) の安定性、あるもののあれば

(13) いかぬからぬ。ふくらむやねば、ハーネマント＝ナイナルの社組契約の定義を中心の観範的側面を重視していゆ、契約当事者間にねらぬ協同関係なし依存関係の形成といへ、ゆへ1つの機能を無視するのでな

こ、ふ解れぬ。

- (75) P. Pigassou, La distribution intégrée, Rev. trim. dr. com. 1980, n° 17, p. 489.
- (76) J. Gatsi, Le contrat-cadre, L.G.D.J., 1996, n° 440, p. 304.
- (77) Gatsi, ibid.
- (78) Ph. Mallaurie et L. Aymès, Droit civil, Les contrats spéciaux, Cujas, 11^e éd., 1998, n° 829, p. 469.
- (79) ノの豈々、正直の眞誠より、F.C. Dutilleul et Ph. Delebecque, Contrats civils et commerciaux, Dalloz, 3^e éd., 1996, 925, p. 804.
- (80) A. Sayag (dir.), Le contrat-cadre, 1. Exploration comparative et 2. La distribution, Litec, 1994 et 1995.
- (81) A. Sayag, Introduction, in Le contrat-cadre, t. 1, ibid., n° 1, p. 1.
- (82) A. Sayag, Avant-propos, ibid., p. XI.
- (83) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, op. cit. (note 63) et ibid., n° 108, p. 76.
- (84) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid., pp. 76-77.
- (85) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid., n° 109, p. 77.
- (86) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid.
- (87) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid.
- (88) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid., n° 110, p. 78.
- (89) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid.
- (90) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, ibid., n° 111, p. 79.
- (91) L. Amiel-Cosme, Les réseaux de distribution, L.G.D.J., 1995, n° 22, p. 34.
- (92) Amiel-Cosme, ibid., p. 35.
- (93) Amiel-Cosme, ibid., n° 32, p. 42.
- (94) Amiel-Cosme, ibid., n° 33, p. 42. いじりせば、この釋義は誤りであるが、アマールの釋義が正確である（Y. Guyon, Droit des affaires, t.

1, *Economica*, 8^{ème} éd., 1994, n° 816, p. 841)°

- (95) Amiel-Cosme, *ibid.*
- (96) Amiel-Cosme, *ibid.*, n° 34, p. 43.
- (97) Amiel-Cosme, *ibid.*, n° 32, p. 42.
- (98) Amiel-Cosme, *ibid.*
- (99) Amiel-Cosme, *ibid.*, n° 33, p. 42.
- (100) 『立教法學五〇年』一九一頁参照。ゆくやく、破産院は、「枠組契約」と云ふ語を用ひてゐる。
- (101) P.-H. Antonmattei et J. Raynard, *Droit civil, Contrats spéciaux*, Litec, 1997, n° 30, p. 31.
- (102) Antonmattei et Raynard, *ibid.*, note 47 も「一九九五年の破産院全般余判決を引用する」。
- (103) Antonmattei et Raynard, *ibid.*, n° 30, p. 31. たゞ、第一章第1節「(立教法學五〇年) 111-12頁参照。」

第二款 小括

枠組契約の概念について、今日の学説は、それが後の実施契約の締結を予定し、その実施契約の様式および内容を定めるものである、と解する点では一致している。また、枠組契約の機能についても、次の一つを指摘する点では異論がない。すなわち、枠組契約は、①後の実施契約の締結を容易にするという、実施契約の規範として機能するところだ、②小売商を特約店の販売網に編入するところにより、契約当事者間に依存関係を形成するという機能を有する。この二つの機能は、①（枠組契約の）迅速性なし規範的側面、および、②編入なし依存関係の形成による契約関係の安定性、と云ふ言葉に置き換えられよう。⁽¹³⁾ そういすれば、枠組契約の定義に関する学説の対立は、右の二つの機能のいずれを強調するか、より厳密には、①のみならず②の機能をもその定義に取り込むか否か、という問題に還元されると解られる。

もつとも、一九九五年の破産院全部会判決は、枠組契約を単に「後の契約の締結を予定」する契約であるとし、

①のみを指摘した。それゆえ、今後の学説においては、とりあえず枠組契約を「後の実施契約の様式および内容を定める契約である」と定義し、その機能に一つのものがある、との説明（アントンマッテリイナール）が一般的になると思われる。

ところで、枠組契約が将来締結される実施契約を規定すると解すると、階層的には前者が後者に優位することになる。しかも、枠組契約は実施契約の締結を前提とするため、両者は相互に補い合う関係になる。この、スウブの指摘によるヒエラルキーと相補性とが、この種の契約の特質であるといえよう。そこで次節においては、「枠組契約」の概念を考察する本章全体のまとめとして、その特質および隣接する諸概念との区別を明らかにする。

(104) 第一章第一節二（立教法学五〇号二一六頁）参照。

第四節 隣接諸概念との区別

第一款 序 説

一 はじめに

一般に、学術用語を定義する際には、その定義が明確かつ一義的であることのほかに、「諸対象の持つ重要な諸特徴をきわだたせ、それらの特徴を持つ諸対象と、それを欠く諸対象との区別ができるだけ判然とさせるように、細心の注意が払われねばならない」とされる。そこで本節では、枠組契約の「概念」に関するこれまでの検討の締めくくりとして、隣接する他の法概念との区別をおこない、その特質を明らかにする。

II 「枠組契約」概念の多元性

第三節の冒頭に述べたように、かつての学説の中には、枠組契約を売買の予約であると解し、これを前契約（*avant-contrat*）の一つとして位置づける見解が存在した。しかし今日では、かかる見解はなく、学説は一致して枠組契約が予約などの前契約とは異なる概念である、と解している。その理由は次の二つである。まず第一に、枠組契約は、単に売買契約の締結を目的とする売買の予約とは異なり、小売商への財政的援助をも含むさまざまな条項を含むこと⁽²⁾があげられる。また第二に、予約などの前契約は本契約の締結により消滅してしまう「一時的なもの」（*provisoire ou transitoire*）であるのに對し、枠組契約は当事者間のすべての依存関係が終了するまで存続する、という違いが存する。⁽⁴⁾この第一の点は、わが国における「基本契約」の理解と一致する。⁽⁵⁾

また、枠組契約と実施契約の組合せ（*combinaison*）を、全体として「一つの継続的契約（*un contrat successif unique*）に還元する」ともできない。むろん、「確かに基本契約（*contrat de base*）を単独で取り上げれば、それは一の継続的契約にほかなら」⁽⁶⁾ず、「継続性を備えている」。けれども、継続的契約が単独でその目的を達成しうるのに対し、「枠組契約は、…それ自体では取引の目的を実現するには充分ではなく、そのためには（実施契約といふ）真の契約（*véritables contrats*）の締結を前提とする」のであり、この点において、「伝統的な継続的契約とは區別される」と解されている。⁽⁷⁾

結局、枠組契約それ自体は、無名のかつ継続的な契約であるが、実施契約をも含めて全体を一つの契約として構成する⁽⁸⁾ことはできない。しかし、枠組契約と実施契約が多元的に構成されるとしても、このことは、「かかる多様な契約の規定する取引の全体が、その基礎において单一性を有していない、といふことを意味するものではない」⁽⁹⁾。すなわち、近時のフランス民法学において注目されている、契約の集團（ないしグループ）の理論（*groupe de contrats*）との関連が問題となる。

- (1) 青海純一『新版法哲学概論』(弘文堂、全訳第1版、一九八九年) 50頁。
- (2) 第1章第3節第1款(2)参照。
- (3) 第1章第3節第1款(3)参照。
- (4) F. Pollaud-Dulian, A. Ronzano et A. Reygobelle, *Le contrat-cadre*, 1. *Exploration comparative*, Littec, 1994, n° 90, p. 67.
- (5) 保住昭一「契約の履行(4)—倉庫契約」北川善太郎編『現代契約法入門』(有斐閣、一九七四年) 1四六—1四七頁。なお、序章第1節第1款(立教法論)中(1)(2)(3)の順に(2)(3)(1)と記述(?)。参考。
- (6) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, op. cit. (note 4), n° 91, p. 67.
- (7) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, *ibid.*, pp. 67-68.
- (8) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, *ibid.*, n° 93, p. 68.
- (9) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, *ibid.*

第一款 契約の集團の課題

第一項 「契約の集團」 概念の多義性

| はじめに

契約の集團ないしグループの概念は、一九七四年にセーブリエ大学に提出されたベルナール・テシエ (Bernard Teyssié)⁽¹⁰⁾ の博士論文によって明らかにされたものである。ゆえに、この概念は、「複数の契約が相互に結合され、それがまた状況を指し示すものである」ため、「異質な要素が形成」 (hétérogène) ゆるあるルールを注意しなければならない。すなわち、テシエの分類によれば、契約の集團は、①「契約の統合」 (ensembles de contrats) および「契約の連鎖」 (chaînes de contrats) に大別されるに至る。

二 契約の統合

まず、①契約の統合は、「取引の主導者 (promoteur) のイニシアティヴによつて、回一の目的を実現するために、複数の合意を締結する」場合で、これらの契約は「コード (cause) の同一性によつて結合される」とする。⁽¹²⁾かかる場合には、原則として、それぞれの契約が他の契約に従属すると解することでも、その結果、一方の契約の無効ないし解除が他方の効力も覆滅せらる、とされていふ。⁽¹³⁾この典型としてあげられるのが、担保 (sûreté) の設定契約と被担保債権を生ぜしめる契約である。すなわち、前者は後者の附従物 (accessoire) であるため、後者の無効が前者の無効をもたらす、と説明されている。⁽¹⁴⁾

もつとも、右の場合や特別の規定が存する場合には、契約の統合をもたらす「(契約相互間の) 不可分性の基準」を設定するのは難しい、とわれている。なぜなら、契約は、本来それぞれ独立なものとして結ばれるからである。⁽¹⁵⁾ そうすれば、現実の実務において契約の集團論が問題となる多くの場合は、次の契約の連鎖であることが推測される。

そこで②契約の連鎖であるが、これは「同じ目的物について、複数の合意が相次いで (successivement) なされる」場合をいう。そして、実際に契約の集團論の沿革をたどると、右の推測が裏付けられるに至る。

以下では、まず、契約の連鎖につき古くから争われた製造物責任を取り上げた後、近時問題とされた下位契約の理論を検討するに至る。

(10) B. Teyssié, *Les groupes de contrats*, L.G.D.J., 1975. この論文の内容については、中田裕康『継続的売買の解消』（有斐閣、一九九四年）

四〇一—四〇八頁に簡単な紹介がある。また、契約の集團論に対する近時の破毀院の態度については、野澤正充『新版注釈民法(13)・債権(4)』（有斐閣、一九九六年）四四七—四四八頁を参照。なお、テシエの博士論文の指導教授は、ムスロンであった。

(11) Ph. Malaurie et L. Aynès, *Droit civil, Les obligations, Cujas*, 8^e éd., 1998, n° 691, p. 405.

- (12) Teyssié, op. cit. (note 10), n° 68, p. 36. 千田・前掲書（注10）四〇頁。
- (13) Malaurie et Aynès, op. cit. (note 11), n° 692, p. 405.
- (14) Malaurie et Aynès, ibid.
- (15) Malaurie et Aynès, ibid., p. 406.
- (16) Teyssié, op. cit. (note 10), n° 68, p. 36.

第一項 業約の連鎖(1) = 製造物責任

I 問題の所在

すでに別の機会に詳述したように⁽¹⁷⁾、業約の集団論は、製造物責任（ないし瑕疵担保責任）に関する議論をその出发点とする。すなわち、フランスでは、隠れた瑕疵のある物を製造者から買い受けた取得者がその物をさらに転売したところ、転得者の下で損害が生じた場合（類型①）、および、請負人が瑕疵のある材料を製造者から買い受け、その材料を用いて製作した物を請負契約に基づき注文者に引き渡したところ、注文者の下で損害が生じた場合（類型②）に、特定承継人（転得者・注文者）の製造者に対する直接訴権（=損害賠償請求権）が不法行為法（フランス民法1318条以下）と契約法とのいずれに基づくものであるのか、ということが判例および学説において争われた。⁽¹⁸⁾

右二つの類型は、①が同じ性質の契約（=売買契約）が連鎖するのに対して、②が異なる性質の契約（売買契約と請負契約）が連鎖する点で異なっている。しかし、いずれも、「業約の連鎖」に関する問題であった。

II 判例の変遷

伝統的な法律学の考え方からすれば、右の二つの場合にはいずれも、製造者と転得者・注文者との間には直接の

契約関係がないため、後者の前者に対する損害賠償請求権は不法行為に基づくものである、ということになる（契約の相対的効力の原則＝フランス民法一六五条）。しかるに、売買契約が連鎖する類型①について、破毀院は、古くから、前主の有する瑕疵担保責任に基づく訴権が、目的物の附従物（accessoire）としてその物とともに、転得者に移転する、という解決を認めてきた。⁽¹⁹⁾もつとも、一九七〇年代に破毀院の態度は動搖したが、一九七九年一〇月九日の第一民事部判決⁽²¹⁾により、次のように統一された。すなわち、製造上の瑕疵により損害を蒙った中古車の転得者が直接に製造者に対して損害賠償を求めた事案につき、破毀院第一民事部は、不法行為（フランス民法一三八三条）に基づき原告の請求を認めた原判決を破棄して、かかる直接訴権が「必然的に」（nécessairement）契約上の訴権である（したがって、出訴期間の制限規定（フランス民法一六四八条）の適用がある）ことを明らかにした。

他方、請負契約によつて注文者が瑕疵ある物を取得する類型②については、破毀院内部で判断が分かれた。すなわち、注文者が、請負人によつて使用された瑕疵ある材料の製造者に対して、瑕疵担保責任に基づく直接訴権行使することを認める第一民事部（一九八四年五月二九日判決）と、契約の相対効を理由に不法行為に基づく訴権しか行使しえないとする第三民事部（同年六月一九日判決）とが、真っ向から対立した。⁽²²⁾そこで、一九八六年二月七日に破毀院は全部会を開き、二つの判決を同時に出すことによつてその判断の統一を図つた。⁽²³⁾すなわち、いずれの判断においても、注文者の製造者に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認めた原判決を破毀し、次のように判示した。

「転得者と同様に注文者は、その前主のものであつた物に結びつけられたすべての権利および訴権を享受する。したがつて、注文者は製造者に対し：契約上の直接訴権を有するものである」。

右の二つの破壊院全部会判決により、製造物責任につき、判例上は契約法（瑕疵担保責任）による解決がなされたことになった。

三 立法による解決

ところが、右の全部会判決の出される前年の一九八五年七月二十五日に、製造物責任に関するEC指令がEC理事会において採択され、同七月三〇日に各加盟国に通告された。このEC指令は、その第一条において、「製造者はその製造物の欠陥によつて生じた損害につき責任を負う」と規定し、製造者の無過失責任を明らかにした。しかも、その法的性質に触れることなく、「⁽²⁴⁾契約（関係）の存在に無関心である」とによつて、損害賠償請求権が契約と不法行為のいずれに属するかという「性質決定を止揚（dépassemement）」⁽²⁵⁾、規範の統合（unification）をおこなうものである、と理解された。

ところで、右のEC指令は、その第一九条第一項によつて、「（その）通告から遅くとも三年以内に、この指令に従うための」必要な立法的措置を実施することを加盟国に義務づけていた。すなわち、フランスも、他の加盟国と同様に、一九八八年七月三〇日までにEC指令に従つた国内法を制定しなければならなくなつたのである。そこで、司法大臣は、一九八五年一二月七日にパリ第一大学のジャック・ゲスタン（Jacques Ghestin）に法案作成のための準備草案の作成を依頼した。⁽²⁶⁾その後、この製造物責任法案は紆余曲折を経て、最終的に成立し公布されたのは、今年（一九九八年）の五月二一日であった。⁽²⁷⁾

この新しい製造物責任法の詳細を検討することは、本稿の目的とするところではない。ここでは、右法律の冒頭において、次の規定が置かれていることを記すにとどめる。⁽²⁸⁾

第一二条 民法典第三編第四章の二に、以下の第第一三八六条の一を挿入する。

第一三八六条の一 製造者は、被害者と契約関係を有するか否かを問わず、自己の製造物の欠陥によつて生じた損害についての責任を負う。

右規定は、先のE.C.J.指令に従つるものであり、かつ、当初のゲスタンによる準備草案（一九八七年七月七日—第一二三八七条の二）以来規定されてゐるため、格別曰新しきものではない。しかし、右法律の制定により、製造物責任の領域における契約の連鎖の問題—特定承継人の製造者に対する直接訴権が契約法と不法行為法のいづれに属するか一は、完全に過去のものになつた、と解されるをえない。⁽³¹⁾

- (17) 野澤正充「契約の相対的効力と特定承継人の地位（一）～（五・五）」民商100巻1、11、四、五、六号（一九八九年）、とりわけ、（11）民商100巻四号六二〇頁以下、および、野澤・前掲書（注19）四四五頁以下。なお、同様のテーマを扱うものとして、松浦聖子「ハーナスにおける契約当事者と第三者の関係および契約複合理論」法学研究70巻11号（一九九七年）五六一頁以下があな。
- (18) ノの議論の実益については、野澤・同前（民商100巻四号）六一四頁、および、野澤・前掲書（注19）四五六頁参照。
- (19) Cass. civ. 12 novembre 1884, Bull. civ. I, n° 269 ; D.P. 1885, 1, 357.
- (20) 一八八四年以降の判例の変遷については、野澤・前掲論文（民商100巻四号）六一五頁以上参照。
- (21) Cass. civ. 1ère, 9 octobre 1979, Bull. civ. I, n° 241, p. 192 ; D. 1980, I.R., P. 222, obs. Ch. Larroumet ; Gaz. Pal. 1980, 1, p. 249, note A. Plancqeeel ; Rev. trim. dr. civ. 1980, p. 354, obs. G. Durry. ノの判決の詳細については、野澤・同前六二〇六頁以下参照。
- (22) D. 1985, 213. 斷闇・同前六四三一六四四頁参照。
- (23) J.C.P. 1986, II, 20616. 断闇・同前六四五頁参照。
- (24) Y. Markovits, La directive C.E.E. du 25 juillet 1985 sur la responsabilité du fait des produits défectueux, L.G.D.J., 1990, n° 473, p. 310.
- (25) Markovits, ibid., p. 366, conclusion.
- (26) 平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』（信山社、一九九〇年）108頁以下、および、同「ハーナス消費者法典草案（四）」法律論叢六五卷六号（一九九一年）九七頁以下。

(27) 製造物責任法の立法の経緯については、平野・同前のほか、加賀山茂「製造物責任と民法改正」阪大法学四〇巻三・四号（一九九一年）二四〇頁以下、後藤巻則「フランスにおける製造物責任法の成立」ジュリスト一一三八号（一九九八年）七二頁以下を参照。

(28) この新しい製造物責任法（「欠陥製造物による責任に関する」一九九八年五月一九日）の法律第三〔八九号〕については、後藤・同前の報告がはじめてのものであり、本稿の記述もこれに負うものである。

(29) 規定の訳は、後藤・同前七六頁による。

(30) 平野・前掲書（注26）一一七頁。

(31) ノのいふを明確に示唆するものとして、Malaurie et Aynès, op. cit. (note 11), n° 700, p. 411.

第三項 契約の連鎖(2)＝下位契約 (sous-contrat) の理論

一 概 念

テシエの博士論文が公刊された四年後に、『下位契約』(Le sous-contrat) と題するジャン・ネレ (Jean Néret) の博士論文が公にされた。⁽³²⁾ この「下位契約」とは、「主たる (principal) 契約」と呼ばれる他の契約に結合された契約をいう。⁽³³⁾ ノの下位契約と主たる契約とは、後述のように、緊密な依存関係によつて結ばれ、前者は後者を前提にしないと存在しえない関係にある。そして、下位契約の具体例としては、次の二つのものがあげられる。すなわち、①不動産の賃貸借契約を前提に締結される転貸借契約 (sous-location)、②元請負人が下請負人との間で締結する下請負契約 (sous-traitance)、および、③船舶運送に関して船主 (armateur ou fréteur) が、その所有する船舶を借主 (affréteur) にチャーターし、その借主が右船舶を転借人に転貸する場合の転貸借契約 (sous-affrètement)⁽³⁴⁾ の三つである。わざとく、③船舶の転貸借契約は、①不動産の転貸借契約に対応するものであり、独自の類型としての存在意義に乏しい。

II 下位契約における直接訴権

ところで、契約の相対的効力の原則（フランス民法一六五条）によれば、これらの契約においても、その両端の者（①賃貸人と転借人（③も同じ）および②注文者と下請人）の間には直接の契約関係がないため、直接訴権（action directe）もないことになる。しかし、ネレは、この場合における中間者（intermédiaire）の役割に着目して、右のような「個人主義的な分析」を排斥し、より「グローバルなアプローチ」を試みる。⁽³⁹⁾ すなわち、この場合の「（契約の）グループの首謀者（instigateur）は中間者であり、その介入がなければ、最初の契約当事者（contractant originaire）と下位の契約当事者（sous-contractant）は相互に無関係なままである」とする。そして、ネレは、以下のような分析を行つてゐる。

まず、先にあげた三つの契約のグループにおいては、中間者の果たす役割はほぼ同じであり、それは次の二点によつて特色づけられるとする。すなわち、一つは、「中間者が（第三者に働きかけるという点において）サービスを提供する」ということであり、もう一つは、「その履行の全部または一部を代行者（substitut）に依頼する」ということである。⁽⁴⁰⁾

他方、現実に契約を履行するのは、契約の連鎖の両端にいるいずれかの当事者である。たとえば、②下請負契約においては、「下位契約がもとの契約を実現する手段」であり、現実に履行を代行するのは下請人である。また、①および③の転貸借契約においては、「反対に、もとの契約が下位契約の実現の手段」であり、賃借人は、「最初の契約が彼らに認めた物を使用収益（jouissance）」する権利を、転借人に与えることになる。⁽⁴¹⁾

そこで、ネレは、右のような中間者および契約の連鎖の両端の者の果たす役割に加えて、同一の目的物を対象とし、かつ、同一の経済目的に資する二つの契約の機能を考慮して、「三当事者間の（契約）関係を再検討すべきである」とする。⁽⁴²⁾ そしてより具体的には、下位契約に関して、次のような二つの直接訴権を認めるべきであるとす

る。

まず第一に、最初の契約当事者（賃貸人・注文者）が受ける履行の全部または一部を現実に行うのは下位の契約者（転借人・下請人）であるので、その不履行や不完全履行（mauvaise exécution）については、前者が後者に対して直接に履行を請求すべきであるとする。⁽⁴⁴⁾ また、同様の理由から、損害賠償についても前者の後者に対する直接訴権が認められる⁽⁴⁵⁾。

第二に、中間者が資力を失った場合には、下位の契約者に、最初の契約当事者に対して報酬を直接に請求する権利を認めるべきであるとする。たとえば、下請負契約を考えると、法律的には、元請契約と下請契約とは「二つの異なるった作用である」。けれども、経済的には、下請人の報酬は、請負人の注文者に対する報酬請求権の中に含まれている。そうとすれば、請負人がその支払能力を失った場合には、下請人は直接に注文者に対して自己の報酬を請求してよいとする。⁽⁴⁶⁾

このように、下位契約の理論の実益も、契約の連鎖の両端に位置する契約当事者間に、直接の請求権（履行なし損害賠償請求権および報酬請求権）を認めることに存する、と解される。

三 契約の集團論の中での位置づけ

右のネレの「下位契約の理論は、契約の集團論の中ではどのように位置づけられるであろうか。

結論的には、下位契約によつて形成される契約の集團は、「契約の連鎖」に含まれることになる。なぜなら、「下位契約が対象とするのは主たる契約と同一の目的物」であり、かつ、下位契約は主たる契約と同じ法的性質——転貸借契約は賃貸借契約であり、下請負契約は請負契約である——を有するからである。⁽⁴⁷⁾

しかし、「下位契約は、契約の連鎖のカテゴリーの中で、独自の地位を占めている」と解されている。なぜなら、

売買契約が連鎖する場合には、後の契約が結ばれるときには前の契約は終了しているけれども、下位契約の場合には、主たる契約が存続しているからである。すなわち、「下位契約の有効性は、主たる契約の存続を前提」にし、両者は「必然的に順次する」ものである、と解されている。⁽⁴⁸⁾ そしてこの点から、次の二つが帰結されている。すなわち、第一に、「主たる契約の終了期限（契約または解約による）」は、下位契約のそれと同じであり、その（存続）期間（durée）は主たる契約の存続期間の中に含まれる⁽⁴⁹⁾。また、第二に、下位の契約者に対する中間者のすべての権利は、下位契約が履行されている間においてもそのまま維持されるため、その権利の行使が主たる契約を害するものであつてはならない。

このように下位契約の理論は、学説によつて、契約の集團論の中の「契約の連鎖」のカテゴリーに含められるもの、やや特殊な類型に位置づけられている、と考えられる。

四 判例の変遷

（1）二つの第一民事部判決（一九八八年）

それでは、判例はどうか。近時の破毀院第一民事部は、はじめに下位契約の理論を承認し、ついで、すべての契約の集團を承認した。

まず、①一九八八年三月八日判決⁽⁵⁰⁾の事案は次のようであつた。Xの写真の引き伸ばしを請け負つたA会社の下請会社であるYがその写真を紛失し、X・A間にはこの件についての免責特約があるため、Xが直接にYに対して損害賠償を請求した。原審はYの不法行為責任（フランス民法一三八二条）を認めたため、Yが上告。破毀院第一民事部は、原判決を破棄して、Xの訴権が必然的に契約上のものであり、Aに請求しうる範囲内でYに対して損害賠償を請求しうる旨を判示した。この判旨はややわかりにくいが、結論的には、請負契約の免責特約の効力が下請負契

約にも及ぶことを認め、Xの損害賠償の請求を否定したものである。

また、②同年六月二一日判決⁽⁵¹⁾の事案は次のようであつた。Y会社の製造した連結システムの瑕疵により、Z空港の牽引車が連結部からはずれてX会社の旅客機に衝突したため、XがYおよびZに損害賠償を請求した。原審は、XのZに対する請求は免責特約の存在により棄却したが、Yについては不法行為責任を認めた。しかるに、破毀院第一民事部は、契約の集団（グループ）が存在する場合には、債務者がその不履行の結果を契約規範に従つて予測することを理由に、「第一の契約（＝Y・Z間の契約）と連鎖していたがゆえに損害を蒙つた」Xは、Yとの間に直接の契約関係がないとしても、Yに対しても契約に基づく損害賠償請求権（フランス民法一一四七条）しか行使しえない旨を判示した。

右の二つの判決うち、前者①は、請負契約が連鎖する下位契約（sous-contrat）の事案につき、その両端に位置する当事者間に契約に基づく損害賠償請求権を認めるものである。そして、後者②は、かかる下位契約の事案にとどまらず、より一般的に契約の集団論を肯定し、直接の契約関係のない者の間に契約法上の直接訴権を認めるものであつた。もつとも、いずれの判決においても、契約の連鎖につき、最初の契約の免責特約の効力が後の契約にも及ぶことを認めるため、結論的には、被害者の損害賠償請求権の行使が制限されていることに注意を要する。

(2) 破毀院全部会—ベス（Besse）判決（一九九一年）

ところで、一九八八年以降、下位契約の理論および契約の集団論を肯定する破毀院第一民事部をしりめに、破毀院第三民事部は相次いで、契約の相対効（フランス民法一一六五条）を理由に契約の集団論を否定する判決を出していた。⁽⁵²⁾ここに再び、契約の相対効をめぐつて、第一民事部と第三民事部とが真っ向から対立した。

そこで、一九九一年七月一二日に破毀院は全部会を開き、この問題についても判断の統一を図つた。⁽⁵³⁾この判決は、その原告の固有名詞をとつて「ベス判決」と称される有名なものである。その事案は、およそ次のようであつ

た。家屋の建築請負契約において下請人の設置した鉛管施設に瑕疵があり、注文者がその家屋を受領した後一〇年以上経過してから損害を蒙ったため、請負契約に基づく損害賠償請求権はすでに消滅時効にかかるていた（フランス民法1117〇条）。そこで注文者は、直接の契約関係にない下請人に対する訴權に対して損害賠償を請求した。原審は、一九八八年三月八日の第一民事部判決に従い、注文者の下請人に対する訴權が必然的に契約上のものであり、本件ではすでに時効消滅したとして、注文者の請求を棄却した。しかるに全部会は、下請人と注文者との間に契約関係がないことを理由に、契約の相対効（一一六五条）を援用して原判決を破棄した。

右の判決により、契約の集團論は判例法上否定されたことになる。むつとも、右判決と製造物責任に関する一九八六年の全部会判決との関係については、前者が後者を覆すものではない、という理解が一般的であった。⁽⁵⁵⁾ けれども、前述のように、製造物責任については立法的な解決がなされたため、一九八六年判決も過去のものとなつてしまつた。

したがつて、「契約の連鎖」に関して契約の集團論の果たす役割は終わつた、と述べても過言ではないと解れる。⁽⁵⁶⁾

(32) J. Néret, *Le sous-contrat*, L.G.D.J., 1979. など、パリ第一大学のローラン・エネス (Laurent Aynès) は、この論文を高く評価している。
ところのゆえ、筆者が参加した一九九七年度の大学院の講義のなかで、エネスは、契約の相対効に関する重要な論文として、また、G. Goubeaux, *La règle de l'accessoire en droit privé*, L.G.D.J., 1969 をあげ、へこどりの文の論文を指摘したからである。そして、實際に同教授の教科書 (Malaurie et Aynès, op. cit. (note 11), n° 690 et suiv., p. 403 et suiv.) でも、この論文は大いに取り上げられ、本稿の記述もそれによるとおりだが大体である。

(33) Néret, ibid., n° 3, p. 3 ; Malaurie et Aynès, ibid., n° 690, p. 403.

(34) Malaurie et Aynès, ibid.

(35) Néret, op. cit. (note 32), n° 351 et suiv., p. 254 et suiv.

- (36) Néret, ibid., n° 349 et suiv., p. 252 et suiv.
- (37) Néret, ibid., n° 354 et suiv., p. 257 et suiv.
- (38) Malaurie et Aynès, op. cit. (note 11), n° 690, p. 404.
- (39) Néret, op. cit. (note 32), n° 324, p. 234.
- (40) Néret, ibid., n° 325, p. 235.
- (41) Néret, ibid., n° 326, p. 235.
- (42) Néret, ibid.
- (43) Néret, ibid., n° 329, p. 237.
- (44) Néret, ibid., n° 333, p. 238.
- (45) Néret, ibid., n° 335, p. 240.
- (46) Néret, ibid., n° 334, p. 239.
- (47) Malaurie et Aynès, op. cit. (note 11), n° 693, p. 406.
- (48) Malaurie et Aynès, ibid.
- (49) Malaurie et Aynès, ibid. pp. 406-407.
- (50) Cass. civ. 1^{re}, 8 mars 1988, Bull. civ. I, n° 69 ; J.C.P. 1988. II. 21070, note P. Jourdain ; Rev. trim. dr. civ. 1988. 551, obs. Ph. Rémy ; 741, obs. J. Mestre ; 760, obs. P. Jourdain. 論點・溫馨軸(燐弓) 固固ナム。
- (51) Cass. civ. 1^{re}, 21 juin 1988, Bull. civ.I, n° 202 ; D. 1989. 5, note Ch. Larroumet ; J.C.P. 1988. II. 21125, note P. Jourdain ; Rev. trim. dr. civ. 1988. 760, obs. P. Jourdain. 論點・溫馨軸(燐弓) 固固ナム。
- (52) Malaurie et Aynès, op. cit. (note 11), n° 700, p. 410.
- (53) Cass. civ. 3^{eme}, 22 juin 1988, J.C.P. 1988. II. 21125 ; 31 octobre 1989, Bull. civ. III, n° 208 ; 6 décembre 1989, Bull. civ. III, n° 228 ; 13 décembre 1989, Bull. civ. III, n° 236.
- (54) Cass. Ass. plén., 12 juillet 1991, Bull. Ass. plén., n° 5 ; D. 1991. 549, note J. Ghestin ; J.C.P. 1991. II. 21743, note G. Viney ; Rev. jurispr. dr. aff., n° 711, p. 583, concl. R. Mourier, p. 590, rap. P. Leclercq ; Contrats, concurrence, consommation, 1991, Comm. n° 200, obs. L. Levener ; Rev. trim. dr. civ. 1991. 750, obs. P. Jourdain. 本件の審決は概要として、Ch. Larroumet, L'effet relatif des contrats et la négation de l'existence d'une action en responsabilité nécessairement contractuelle dans les ensembles contractuels, J.C. P. 1991. I. 3531. 論點・溫馨軸(燐弓) 固固ナム。
- (55) Larroumet, ibid. ; Jourdain, ibid., p. 751. 論點・溫馨軸(燐弓) 固固ナム。
- (56) ナシス' ウキ審決云々、本件の審決は区別され、契約の集団體を拒むべき次の對抗文が公平であるとしたが、M. Bacache-

第四項 框組契約の位置づけ

一 序

前款の終わりに触れたように、枠組契約については、そこから派生する複数の実施契約を含めた全体を一つの契約である、と解することはできない。なぜなら、枠組契約はもやもや、実施契約のそれぞれが相互に独立した契約だからである。そうとすれば、枠組契約と実施契約とは、一種の契約のグループを形成することになると思われる。そこで、かかる枠組契約と実施契約の組合せが、これまで検討してきた「契約の集團」論の中で、どのように位置づけられるかを考えなければならない。

II 「下位契約」との区別

まず、枠組契約は、一定の経済目的のために他の契約（実施契約）を予定し、しかも、両契約の間に主従の関係がある点では、主たる契約と下位契約との関係に類似する。⁽⁵⁷⁾ しかし枠組契約は、下位契約の理論と、次の二点において明確に区別されてくる。すなわち、第一に、「枠組契約においては、通常は、実施契約（contrats d'exécution）が基本契約（contrat de base）と同一の当事者間で締結されるのに対し、（下位契約の場合には、当事者間の）関係は本質的に三者間のもの（triangulaire）である」と⁽⁵⁸⁾ いわれる。換言すれば、下位契約は、「第三者の介在を前提とする」のであり、「第一の契約を補うための合意が（その契約と）同じ当事者の間でなされた場合には、かかる合意は下位契約でありえない」と解されている。なぜなら、下位契約は、主たる契約の当事者の一方が、その契約を自己⁽⁵⁹⁾

に代わって第三者に履行させるために、第三者との間で締結するものだからである。⁽⁶⁰⁾ そうとすれば、下位契約は、同一の当事者間で実施契約を締結することを原則とする枠組契約とは異なる概念である、と解される。

また第二に、下位契約は主たる契約と同じ法的性質を有しているのに対し、枠組契約と実施契約の法的性質は必ずしも同じではない。⁽⁶¹⁾ すなわち、前述したように、下位契約においては、転貸借契約も下請負契約も、法的にはその主たる契約と同じ性質を有している。しかるに、枠組契約の場合には、それが無名契約であることを別にしても、そこから生ずる実施契約はさまざま—売買、委任、請負など—であり、両者の法的性質は異なるといえよう。

以上の違いを、下位契約の理論の主唱者であるネレは、次のように簡潔にまとめている。すなわち、「実施契約 (contrats d'exécution) は、下位契約とは同一視されえない。なぜなら、実施契約は、その主たる契約と常に同じ性質ではなく、しかもとりわけ、同一の当事者間において締結されるからである」。⁽⁶²⁾

したがつて、枠組契約—実施契約を、主たる契約—下位契約と混同してはならない。

三 「契約の集團」論との関係

(1) テシエの見解

右のように、枠組契約は、契約の集團論の一部をなす「下位契約」の理論とは異なる。けれども、それが、より広い意味での「契約の集團」論に含まれるということは、学説のほぼ共通した認識であるように思われる。たとえば、「契約の集團」論の主唱者であるテシエは、複数の実施契約による「契約の連鎖」を形成するのが枠組契約である、と解している。すなわち、「(製品の) 製造者と流通業者を結び、ついで、その流通業者と客を結ぶ売買契約の連鎖によって構成される組織体 (organisation) は、その源泉を、この契約の連鎖の外に位置する…フランチャイズ契約や特約店契約などに見出す」⁽⁶³⁾ ことができるとする。

しかし、テシエはこれにどまらず、さらに広範な「契約の集団」を主張する。すなわち、かかる枠組契約（フランチャイズ契約・特約店契約）によつて編成される販売網そのものが、「契約の集団」を形成する、と考えるのである。この点につき、テシエは次のように述べている。すなわち、「ある企業が、特定の地域または国において、その製品の普及を確実なものとするために、特約店契約、チエーン店契約ないしフランチャイズ契約を締結した場合には、ある一定の地理的な枠の中で展開してゆく…契約の集団が生じる」ことになる。⁽⁶⁴⁾

もつとも、テシエは、かかる枠組契約によつて形成される販売網が契約の集団であるとしても、他の契約の集団とは、次の二点において異なつてゐるとする。⁽⁶⁵⁾

まず第一に、一般の契約の集団では、その集団を構成する契約の一部が無効・解約などの事由によつて消滅した場合には、他の契約もその影響を受けることになる。たとえば、担保権の設定契約と被担保債権を生ずる契約に代表される「契約の統合」の場合には、後者が消滅すれば前者も消滅する。また、下位契約の理論のような「契約の連鎖」においても、主たる契約が消滅すれば下位契約も消滅する。しかるに、「ある企業によつて締結された特約店契約の統合体は、：原則として、それを構成する合意の一つの消滅にも屈する（succomber）ことはない。たとえ集団を構成する契約の一つが期限の到来、取消、解除なしし無効によつて消滅したとしても、他の契約はその役割を果たすことを妨げられない」と解されている。⁽⁶⁶⁾

枠組契約の集団についてのみ、右のような「可分性」（divisibilité）が認められる理由を、テシエは次のように説明している。すなわち、①論理的には、それぞれの契約が、「一つの同じ枠内において時間的にも空間的にも併存的に存在（coexistence）する」とがあげられる。換言すれば、特約店契約の集団は、「中心人物である一人の許諾者（concédant）のまわりに（契約の集団が）組織される」という「環形構造（structure circulaire）を有してい（67）る」のである。また、②実質的には、かかる枠組契約の集団が、「経済政策の実現の手段である」ということがあ

げられる。すなわち、「(商品の) 流通の要請から」、契約の一部が消滅しても、他のすべての契約が消滅するというふうことを認める」とはできない、と説明されている。⁽⁶⁸⁾

第二に、第一点とも関連するが、一般に「契約の集團」という場合には、その対象またはコードの同一性による「契約の單一性」(unité contractuelle)が認められる。しかるに、枠組契約の集團においては、その流通の地理的な区分(secteur géographique)、契約当事者、および、特約店⁽⁶⁹⁾との許諾者との法律関係が多様であるため、「單一の契約の存在を認めぬ」とは難しきとする。そうして、テシエは、「⁽⁷⁰⁾の(特約店契約の)統合体(ensemble)が、契約の單一性の代わりに、紛れもない(indéniable)経済的な單一性(unité économique)を有してゐる」と解している。すなわち、「特約店契約のそれぞれが、特約店を許諾者に対して従属的な地位に置く」とよつて、当該企業の下部組織(ramification)を創設しているのであり、「特約店と…許諾者との間の経済的な單一性の形成(formation)が認められぬ」とある。

以上の枠組契約(主として特約店契約)に関するテシエの見解をまとめると、次のようになる。

- (イ) 枠組契約と複数の実施契約とが「契約の集團」を構成し、前者は後者の源泉となる。
- (ロ) わいに、一つの企業(許諾者)によつて結ばれる複数の枠組契約が「契約の集團」を形成する。
 - (ハ) しかし、(ロ)の契約の集團は、他の契約の集團と異なり、契約の一部が消滅しても他の契約は存続するという意味において「可分」的であり、「契約の單一性」は認められない。しかより広く、「経済的な單一性」によつて結合された「契約の集團」であると考えられる。

(2) 近時の見解

右のようなテシエの分析を前提に、枠組契約につき近時の学説は、(イ)の意味での契約の集團を認めつつ、(ロ)の意味での契約の集團は取り上げない、という傾向にあるように思われる。

たとえば、ポロー・デュリアンは、「枠組契約と実施契約とが法的には区別されるとしても、それらは一つの統合体（un ensemble）’、すなわち契約のグループ（un groupe contractuel）を形成し、その单一性は、これらの契約の経済目的的共同体の中には存する」と述べている。⁽⁷¹⁾ また、別の箇所では、「枠組契約は、実施契約の連鎖を基礎づけ、かつ、その集団に正当理由を付与する」とも述べている。⁽⁷²⁾ いわゆる、いざれにせよ、イ)の意味での契約の集団のみが取り上げられていることが注目される。

同様の指摘をすることは、近時のマロリー＝エヌスの教科書においても可能である。すなわち同教科書において、エヌスは次のように述べている。⁽⁷³⁾

「(契約の集団論に関しては)、枠組契約の適用によって同一の当事者間で順次に締結される一連の契約が問題になりうる。すなわち、枠組契約は、長期間にわたる両当事者間の関係の一般的な条件を定めるものであり、その（具体的な）債務関係は実施契約から帰結される。そして、実施契約の牽連性（connexité）は、その枠組契約への結合から生ずる。すなわち、枠組契約の無効ないし解除（résolution）は、実施契約の無効・解除をもたらす。また、枠組契約に挿入された条項は、両当事者が（実施契約の締結の際に）默示であつても、実施契約を規定しうる」。

ところで、エヌスの見解で注目されるのは、かかる枠組契約を、テシエの提示した契約の集団の類型——「契約の統合」と「契約の連鎖」——と区別し、これらと並列して記述している点である。⁽⁷⁴⁾ この点からは、「契約の集団」概念の多義性を前提に、「契約の統合」および「契約の連鎖」と並ぶ第三の類型として「枠組契約」を位置づけようとするエヌスの意図がうかがわれよう。

四 小 括

今日のフランス民法学においては、枠組契約と実施契約を全体として一つの「契約の集団」であると解する点では異論がない。しかし、テシエの主張するように、複数の枠組契約のグループを「契約の集団」として構成するという点については、いまだコノヤハサスがないと解される。

ところで、従来の「契約の集団」論においては、やや特殊な「契約の統合」という類型を除へると、「契約の連鎖」が中心的な論点であった。けれども、製造物責任が立法的に解決され、かつ、連鎖の両端の当事者間における直接訴権がバス判決により明確に否定された現在では、「契約の連鎖」の有する解釈論的役割は小さくなつたと解される。やうとすれば、今後の「契約の集団」論においては、第二の類型である「枠組契約」が、より重要となる」とが容易に推測される。

- (57) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobellet, op. cit. (note 4), n°94, p. 68.
- (58) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobellet, ibid.
- (59) Néret, op. cit. (note 32), n°70, p. 62.
- (60) Néret, ibid., n°54, p. 48.
- (61) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobellet, n°94, p. 69.
- (62) Néret, op. cit. (note 32), n°72, p. 64.
- (63) Teyssié, op. cit. (note 10), n°79, p. 45.
- (64) Teyssié, ibid., n°210, p. 112.
- (65) Teyssié, ibid., n°212, p. 113.
- (66) Teyssié, ibid., n°213, p. 113.
- (67) Teyssié, ibid.
- (68) Teyssié, ibid.
- (69) Teyssié, ibid., n°214, pp. 113-114.

- (70) Teyssié, *ibid.*, p. 114.
(71) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, *op. cit.* (note 4), n° 87, p. 65.
(72) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, *ibid.*, n° 85, p. 64. 第1章第1節1（立教法第50条）111頁参照。
(73) Malaurie et Aynès, *op. cit.* (note 11), n° 691, p. 405.
(74) Malaurie et Aynès, *ibid.*

第三回 第一章のおとめ—枠組契約の特質

序

本章では、まだフランス民法学に定着して間もない「枠組契約」の概念の検討を試みた。その検討からは、定義についてはいまだコンセンサスがないものの、その機能および「契約の集團」論との関係などいくつかの点においては、学説の一致がみられることが明らかになつたと思われる。そこで以下では、本章全体のまとめに代えて、枠組契約の特質を列挙する。この諸特質は、ボロー・デュリアンの指摘によるものであるけれども、今日の学説には異論のないものであると考えられる。

II 枠組契約の特質

ボロー・デュリアンがあげた枠組契約の特質は、以下の六つである。⁽⁷⁵⁾

第一に、枠組契約は継続性 (*vocation à la durée*) を有する。すなわち、「両当事者の将来の関係に伴ひ、順次に履行されてゆく契約であり、準備された契約が締結されるとの役割を終える準備契約 (*accord préparatoire*) ではない」とある。

第二に、枠組契約は、多くの実施契約を通して、原則として二当事者間における取引関係を創出する。それゆえ、枠組契約は、契約の集団の源泉である。

第三に、枠組契約は「複雑かつ単純な道具である」。すなわち、その基本契約 (contrat de base) に含まれる多様な条項や法的テクニックは複雑であるけれども、枠組契約の規範性により、両当事者の関係を単純化し、かつ、実施契約の締結を容易にするという特質を有する。

また第四に、右の規範性により、枠組契約と実施契約のヒエラルキーが導かれる。すなわち、実施契約は枠組契約に従属する。他方、実施契約は枠組契約の設定した目的に資するものであるため、両者は相補的である。

第五に、その取引の複雑さのゆえに、枠組契約はつねにその内容につき、一定の不確定性を有する。この点は、とりわけ、その目的物の代金額の決定について問題となる。

第六に、枠組契約によつて創設される当事者間の経済的結合がどれほど強くとも、法的には、両当事者は独立性 (indépendance) を維持していることにも注意を要する。すなわち、労働契約や会社間の契約（たとえば、親会社—子会社）と異なり、当事者の一方の破産は他方に影響せず、かつ、フランチャイジーのように他方当事者も独自の営業権を有している。

以上の枠組契約の特質は、最後の点を除くと、すでにこれまでの検討から明らかであると思われる。

三 実施契約の締結義務

ところで、本章第三節第一款に述べたように、枠組契約の当事者が後の実施契約を締結する義務を負うか否かについては、学説が対立していた。すなわち、これを肯定するスウブ⁽⁷⁶⁾と、かかる義務を負わない場合もあるとするムスロンの見解の相違である。もつとも、その後のムスロンの著作からもうかがわれたように、今日ではむしろ、当

事者は実施契約の締結義務を負うと解する見解が優勢である。⁽⁷⁷⁾ しかしそう解すると、「ただちに（かかる実施）契約締結義務の強制力およびその不履行の結果」をいかに解するか、という疑問が生ずることになる。⁽⁷⁸⁾

この点については、確かに、実施契約の締結義務が「相対的に不確定な」ものであること否定できない。といふのも、「実施契約の内容の大部分は、後に確定すべきものとして残されている」からである。⁽⁷⁹⁾ けれども、現実の枠組契約においては、かかる締結義務の存在が明らかであるとされる。なぜなら、直接にこの義務が明示されているか、あるいは、間接的に他の条項一たとえば、割当条項一の解釈によつて実施契約の締結義務が導かれるからである。また、当事者の経済目的の実現のために実施契約の締結が不可欠である場合には、默示的に、その締結義務が認められるとする。⁽⁸⁰⁾

そうとすれば、個々の枠組契約の解釈から、実施契約の締結義務の効力が判断される、と解される。⁽⁸¹⁾

四 第一章のおわりに

以上でやや抽象的かつ総論的な「枠組契約」の概念の検討をひとまず終え、次章以下では再び、表題の「代金額の決定」に関する議論に分け入ることにする。この第二章は、本章との関連では、各論的な考察であるとともに、本章で必ずしも明確にしえなかつた問題一たとえば、枠組契約と実施契約との具体的な適用規範の違い一を扱う点で補完的もある。そして、その議論には、フランスとわが国の法解釈学における基本的な視角の違いが含まれているように思われる。

(75) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobelle, op. cit. (note 4), n° 100, p. 72.

(76) 本章第二節第一款三(4)参照。

(77) 本章第11節第1款第1項1に参照。

(78) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobellet, op. cit. (note 4), n° 101, p. 73.

(79) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobellet, ibid., n° 102, p. 73.

(80) Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobellet, ibid., pp. 73-74.

(81) 実施契約の締結義務の有無は、個別的な枠組契約の解釈か心導くべきである。しかし、この義務を負わせぬことが経済の要請（スウフ）であつて、また、「あらかじめ定められた様式に従つて実施契約を締結する」とが「枠組契約の基本的な特色である」（Pollaud-Dulian, Ronzano et Reygobellet, ibid., n° 101, p. 73）と解かれでこる。

[付記] 本研究をおこなふあたり、立教大学研究奨励助成金（一九九八年度）を受けてござりますことを付記します。